（支所に置く課等）

第百二十一条　（略）

2　（略）

3　東京検疫所羽田空港検疫所支所、東京検疫所川崎検疫所支所、名古屋検疫所中部空港検疫所支所及び福岡検疫所福岡空港検疫所支所に、次の三課を置く。

庶務課

検疫衛生課

食品監視課

（検疫衛生課又は検疫衛生・食品監視課の所掌事務）

第百二十三条　（略）

2　東京検疫所羽田空港検疫所支所の検疫衛生課は、前項に規定する事務のほか、ねずみ族及び虫類の駆除、清掃及び消毒その他の衛生措置に関する衛生微生物学的試験及び検査を行うことをつかさどる。

3　（略）

（人事部の所掌事務）

第四百七十五条の七　人事部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

二　国立ハンセン病療養所の職員の給与の支給に関する事務の運営の改善及び効率化に関すること。

（人事部に置く課）

第四百七十五条の八　人事部に、人事課及び給与課を置く。

（人事課の所掌事務）

第四百七十五条の九　人事課は、第四百七十五条の七第一号に掲げる事務のうち、職員の任免、懲戒、服務その他の人事（給与を除く。）に関することをつかさどる。

（給与課の所掌事務）

第四百七十五条の十　給与課は、第四百七十五条の七第一号に掲げる事務のうち、職員の給与に関すること及び同条第二号に掲げる事務をつかさどる。

第四百七十五条の十一・第四百七十五条の十二　（略）

（会計第一課の所掌事務）

第四百七十五条の十三　会計第一課は、第四百七十五条の十一第一号に掲げる事務をつかさどる。

（会計第二課の所掌事務）

第四百七十五条の十四　会計第二課は、第四百七十五条の十一第二号に掲げる事務をつかさどる。

第四百七十五条の十五～第四百七十五条の十八　（略）

（事務部の所掌事務）

第四百七十七条　事務部は、第四百七十五条の三各号、第四百七十五条の七第一号及び第四百七十五条の十一第二号に掲げる事務をつかさどる。

（庶務課の所掌事務）

第四百七十九条　庶務課は、第四百七十五条の三第一号、第五号及び第六号並びに第四百七十五条の七第一号に掲げる事務をつかさどる。

（支所に置く課等）

第百二十一条　（略）

2　（略）

3　東京検疫所東京空港検疫所支所、東京検疫所川崎検疫所支所、名古屋検疫所中部空港検疫所支所及び福岡検疫所福岡空港検疫所支所に、次の三課を置く。

庶務課

検疫衛生課

食品監視課

（検疫衛生課又は検疫衛生・食品監視課の所掌事務）

第百二十三条　（略）

2　東京検疫所東京空港検疫所支所の検疫衛生課は、前項に規定する事務のほか、ねずみ族及び虫類の駆除、清掃及び消毒その他の衛生措置に関する衛生微生物学的試験及び検査を行うことをつかさどる。

3　（略）

（人事部の所掌事務）

第四百七十五条の七　人事部は、職員の人事に関する事務をつかさどる。

（新設）

（新設）

（人事部に置く課）

第四百七十五条の八　人事部に、人事課を置く。

（人事課の所掌事務）

第四百七十五条の九　人事課は、第四百七十五条の七に規定する事務をつかさどる。

（新設）

第四百七十五条の十・第四百七十五条の十一　（略）

（会計第一課の所掌事務）

第四百七十五条の十二　会計第一課は、第四百七十五条の十第一号に掲げる事務をつかさどる。

（会計第二課の所掌事務）

第四百七十五条の十三　会計第二課は、第四百七十五条の十第二号に掲げる事務をつかさどる。

第四百七十五条の十四～第四百七十五条の十七　（略）

（事務部の所掌事務）

第四百七十七条　事務部は、第四百七十五条の三各号、第四百七十五条の七及び第四百七十五条の十第二号に掲げる事務をつかさどる。

（庶務課の所掌事務）

第四百七十九条　庶務課は、第四百七十五条の三第一号、第五号及び第六号に掲げる事務並びに第四百七十五条の七に規定する事務をつかさどる。